



京都労働局
平成 29 年 9 月 1 日
午前 9 時 00 分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担
当

京都労働局 労働基準部賃金室
賃金室長 草川 徹
地方賃金指導官 高木 芳夫
電話 075 - 241 - 3215(ダイヤル)

京都府最低賃金が改正されます！ 平成 29 年 10 月 1 日から時間額が 856 円に

京都労働局（局長 高井 吉昭）は、京都府最低賃金を 25 円引上げて **856 円**に改正することを決定し、本日（9月1日）官報公示を行いました。

改正された京都府最低賃金は、平成 29 年 10 月 1 日から発効となります。

京都府最低賃金は、府内のすべての事業場で働く労働者に適用されます。

【京都府最低賃金の改正決定までの経過】

- (1) 平成 29 年 7 月 14 日、京都労働局長は、京都府最低賃金審議会に対して京都府最低賃金の改正に係る諮問を行いました。
- (2) 平成 29 年 8 月 7 日、同審議会は諮問を受けて、調査・審議を重ねた結果を取りまとめ、京都労働局長に答申を行いました。
- (3) 平成 29 年 8 月 23 日、同審議会は答申に対する異議申出（3件）内容を踏まえて、再度審議を行い、「平成 29 年 8 月 7 日付け答申のとおり決定することが適当である。」との結論を取りまとめ、京都労働局長に答申を行いました。
- (4) 平成 29 年 9 月 1 日、京都労働局長は、この答申を踏まえて、京都府最低賃金を改正決定し、官報公示を行いました。

【裏面に続く】

【 参考 1 : 過去 10 年間の最低賃金の改定状況 】

年度	最低賃金額	引上げ額 ¹	引上げ率(%)	影響率(%) ²
平成 20 年度 (10.25 発効)	717	17	2.43	4.5
平成 21 年度 (10.17 発効)	729	12	1.67	2.9
平成 22 年度 (10.17 発効)	749	20	2.74	3.9
平成 23 年度 (10.16 発効)	751	2	0.27	7.0
平成 24 年度 (10.14 発効)	759	8	1.07	5.8
平成 25 年度 (10.24 発効)	773	14	1.84	8.4
平成 26 年度 (10.22 発効)	789	16	2.07	7.3
平成 27 年度 (10.7 発効)	807	18	2.28	12.7
平成 28 年度 (10月2日発効)	831	24	2.97	15.1
平成 29 年度 (10月1日発効)	856	25	3.01	13.7

¹ 時間当たりで最低賃金を決める制度になった平成 14 年度(2002 年)以降、最も高い引上げ額となる。

² 影響率とは、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合である。

【 参考 2 : 近畿各府県及び主要都県の地域別最低賃金改正状況 】

都府県名	改正最低賃金額	引上げ額	効力発生日
滋 賀 県	813 円	25 円	平成 29 年 10 月 5 日(予定)
京 都 府	856 円	25 円	平成 29 年 10 月 1 日
大 阪 府	909 円	26 円	平成 29 年 9 月 30 日
兵 庫 県	844 円	25 円	平成 29 年 10 月 1 日
奈 良 県	786 円	24 円	平成 29 年 10 月 1 日
和 歌 山 県	777 円	24 円	平成 29 年 10 月 1 日
東 京 都	958 円	26 円	平成 29 年 10 月 1 日
愛 知 県	871 円	26 円	平成 29 年 10 月 1 日

今後、改正された京都府最低賃金額の周知を図るため、本年度も「京都府最低賃金ポスターデザインコンテスト」を実施し(参照: 当局 HP 掲載の実施要綱)、京都独自の周知用ポスターを製作(11月下旬頃配布)することとしています。